

令和3年12月14日

厚生委員会資料

市民生活部

目 次

【報告事項】

- | | | |
|-----------------------------|-------|-----|
| 1 富山市人権教育・啓発に関する基本計画について | | 1 頁 |
| 2 第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画について | | 3 頁 |
| 3 富山市総合体育館のPFI等民間事業化について | | 5 頁 |
| 4 消費生活相談の業務時間等の変更について | | 7 頁 |

1 富山市人権教育・啓発に関する基本計画について

[市民生活相談課]

1 趣旨及び目的

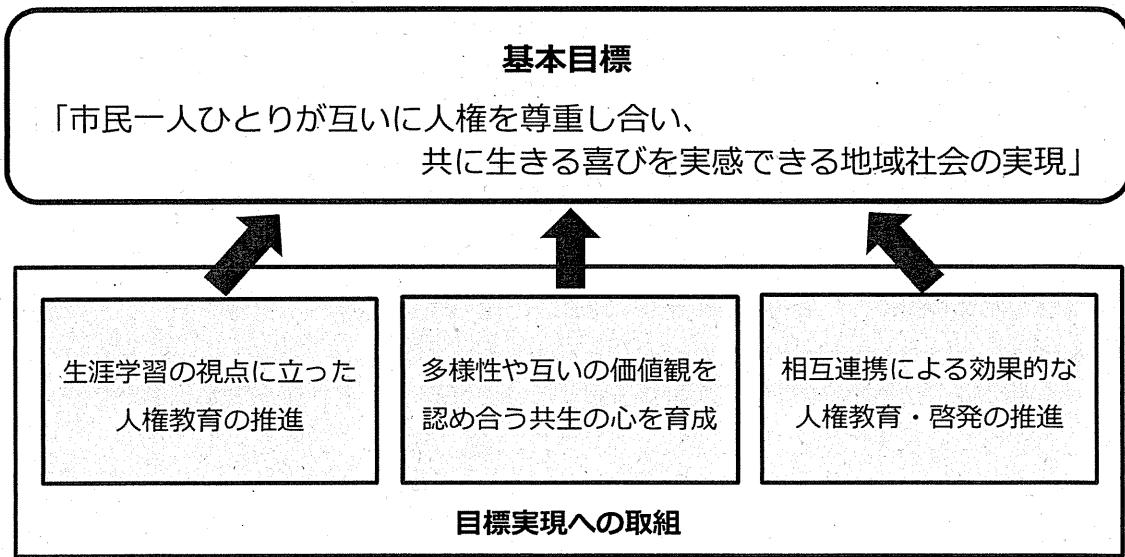
本市では、人権尊重社会の実現に向けた基本的な考え方、各分野の現状とその解決への方向性などを明らかにし、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進するため、平成21年に「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な取り組みを実施してきた。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化など、社会情勢の大きな変化に伴い、新たな人権問題が生じていることから、令和2年度に実施した人権に関する市民意識調査を基としながら、本市が推進する施策等における人権尊重の理念に基づく基本指針になるものとして、本計画の見直しを行うもの。

また、本計画は、その策定後、社会情勢の変化等により必要となる場合は、その都度、見直しを行うこととする。

2 基本目標

人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの努力によって築き上げられるものであることから、自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育及び啓発を主体的に取り組むことが最も重要であるとの視点に立ち、次のとおり、基本目標を定めるとともに、目標実現の取り組みとして3つの柱を掲げるもの。



3 人権問題の現状課題と施策の方向 (詳細は次ページ)

4 今後のスケジュールについて

1月にパブリックコメントを実施し、必要な見直しを行ったうえで、3月の完成・公表を予定。

1 女性の人権問題	施策の方向 富山市男女共同参画プランの推進による男女共同参画社会の実現。
2 子どもの人権問題	施策の方向 家庭、地域、保育所等が連携した、総合的な子ども政策の推進。
3 高齢者の人権問題	施策の方向 すべての高齢者が安心して暮らしていく社会の実現に向けた支援。
4 障害のある人の人権問題	施策の方向 障害のある人が、平等に参加、活動することができる社会の実現。
5 同和問題	施策の方向 偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発の充実と推進。
6 外国人の人権問題	施策の方向 互いの人権を尊重し、国際化時代にふさわしい交流の促進。
7 患者などの人権問題	<p>(1) エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群) の人権問題</p> <p>施策の方向 感染予防についての教育の推進や偏見や差別意識の払拭。</p> <p>(2) ハンセン病患者等の人権問題</p> <p>施策の方向 あらゆる場における人権教育・啓発への取組の推進。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染患者等の人権問題</p> <p>施策の方向 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及のための啓発。感染症患者や濃厚接触者等への差別防止のための啓発。</p>
8 性的指向・性自認に関する人権問題	施策の方向 性的指向、性自認に関する人権問題への啓発。 教職員を対象とした性的指向・性自認に関する研修などの実施。
9 インターネットによる人権問題	施策の方向 悪質な事案に対応するため、法務局など関係機関との情報共有。 インターネット利用者の責任やモラルについての啓発活動の実施。
10 様々な人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○刑を終えて出所した人等の人権問題 ○犯罪被害者やその家族の人権問題 ○個人情報の保護 ○その他の人権問題

2 第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画について

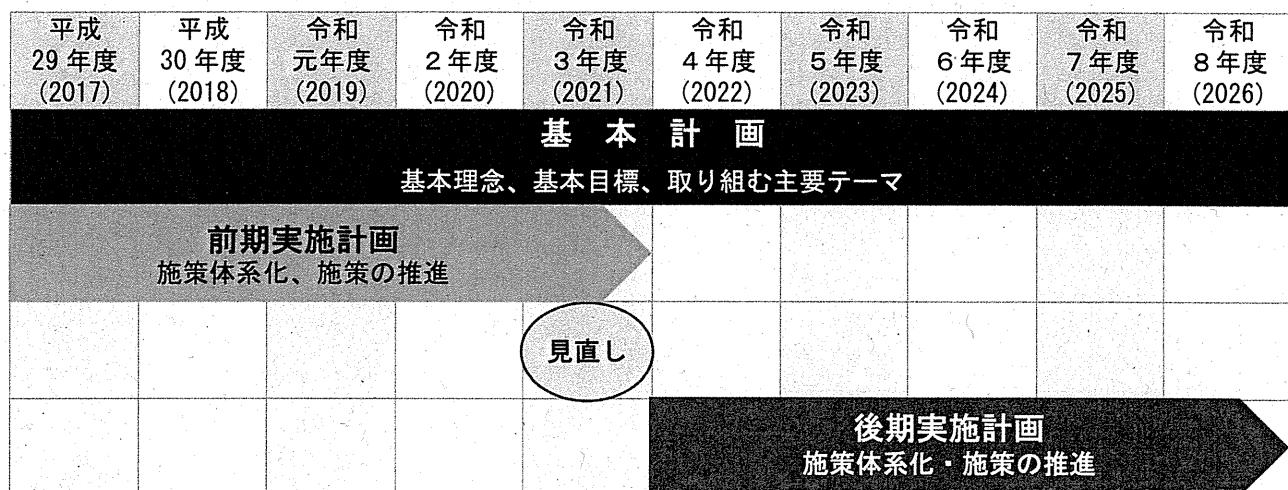
[男女参画・市民協働課]

1 背景・趣旨

国において「女性活躍推進法」の一部改正や、新たに「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会実現に向けた取り組みがより一層進められている中、平成28年度（平成29年3月）に策定した「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」前期実施計画が最終年度を迎えることから、本市が行ってきたこれまでの取組や市民意識調査の結果等を検証し、「第2次富山市男女共同参画プラン」の残る5年において、施策を体系的・計画的に推進するための後期実施計画を策定するもの。

2 計画期間

「第2次富山市男女共同参画プラン」では、平成29年度から令和8年度までの10年間を基本計画の計画期間とし、その前半（H29年度～R3年度）を「前期実施計画」、後半（R4年度～R8年度）を「後期実施計画」の計画期間としている。



3 今後のスケジュール（予定）

日程	内容
12月15日（水）～28日（火）	パブリックコメントの実施
1月	富山市男女共同参画推進審議会の開催
3月	プラン完成

4 基本目標等（案）

様々な課題に対応するために基本目標や施策等を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

●基本目標1	男女共同参画の意識の醸成から行動を促す
●施策方針	
・「男は男らしく、女は女らしく」とする固定的観念から脱却し、個性を尊重し、多様な生き方を受け入れ、認め合う社会をつくるため環境を整える。	
・男女共同参画の意識の浸透と、実際の行動に結びつける取組を推進する。	
●取り組む主要テーマ	
(1)人権尊重、平等意識の啓発	
(2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
(3)心と体の健康づくり	

●基本目標2	誰もが共にいきいきと活躍する社会を創る【富山市女性活躍推進計画】
●施策方針	
・多様な働き方ができ、経済的自由や自己実現につなげられる社会システム(文化風土を含む)に変革する。	
・誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進する。	
●取り組む主要テーマ	
(1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	
(2)女性の自己実現、経済的自由の支援	
(3)誰もが能力を発揮できる環境の整備	

●基本目標3	支え合う家族・地域社会づくりの推進
●施策方針	
・家族ぐるみ、地域ぐるみで子育てや介護等ができる環境をつくる。	
・自治会等地域活動における女性の参画拡大を図る。	
●取り組む主要テーマ	
(1)仕事と生活の調和を目指した家族ぐるみの支え合い	
(2)地域ぐるみの支え合いによる男女共同参画の推進	
(3)防災分野における男女共同参画の推進	

●基本目標4	あらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進【第2次富山市DV対策基本計画】
●施策方針	
・パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくりを推進する。	
・相談しやすい環境づくりを推進する。	
・DV被害者の支援と関係機関の連携を強化する。	
●取り組む主要テーマ	
(1)パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり	
(2)相談体制の強化	
(3)安全確保と自立支援	
(4)DV対策推進体制の強化	

3 富山市総合体育館の PFI 等民間事業化について 【経過報告】

[スポーツ健康課]

1 概要

富山市総合体育館は、これまで（公財）富山市体育協会が指定管理者として維持管理運営を行い、スポーツ・レクリエーションの中核施設として市民に幅広く利用されてきたが、施設の老朽化による財政負担増への対応や利用促進による更なる活性化が課題となっていた。

そのため、コスト削減を図りつつ、今後を見据えた改修と適正かつ継続的な維持管理による長寿命化や施設活用の推進を実現するため、民間事業者の資金やノウハウを活用した施設運営の民間事業化について、令和 4 年度からの実施に向けて検討してきた。

2 これまでの経過

- (1) 内閣府の支援によるコンセッション（民間の独立採算による施設運営）の検討（平成 30 年度）
⇒コンセッション以外の PPP/PFI 手法の検討が望ましい。
- (2) PPP/PFI 導入可能性調査を実施（令和元年度）
⇒指定管理制度と PFI-R0 方式を組み合わせたスキームでの民間事業化が可能。
- (3) PPP/PFI 導入に向けたマーケットサウンディング等による事業内容の検討（令和 2~3 年度）
⇒想定される事業内容は、民間事業者の自主提案事業で活用できる施設や利用枠の自由度が限定的となり、また、施設改修については、市で資金調達を検討できる費用規模となつた。

3 「PPP 事業手法検討委員会」への諮問結果

検討してきた事業内容・事業手法について諮問

⇒「現在の事業内容であれば、PFI 以外の事業手法も含めて検討し、より適切な手法を選択する必要があるのではないか。」との答申。

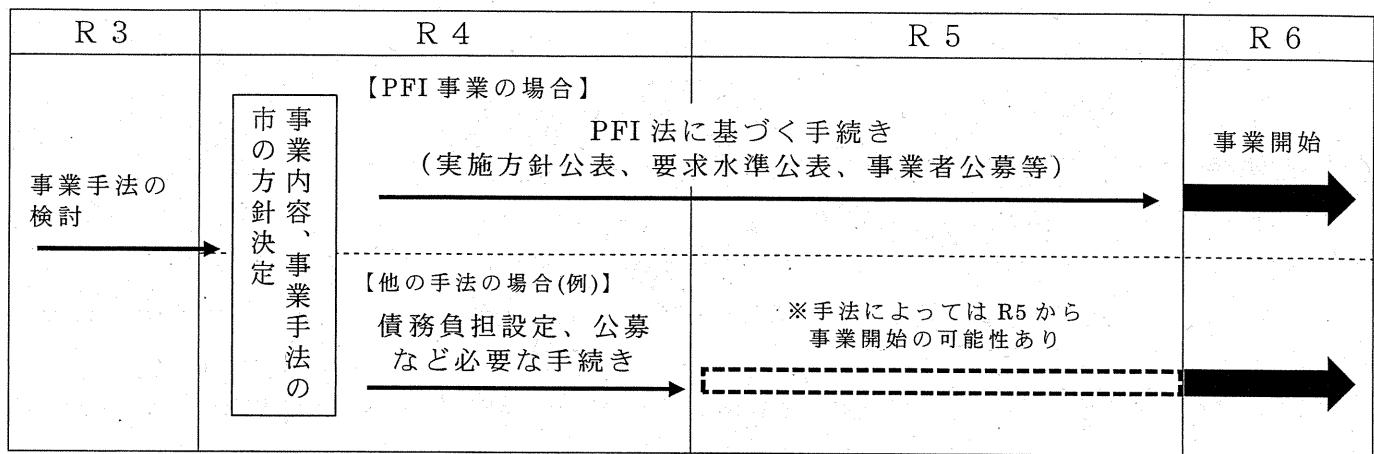
4 事業コンサルからの意見

事業手法検討委員会からの答申について事業コンサルと協議

⇒PFI 以外の手法でも一定程度の効果はあり、それぞれを検討する余地はある。

5 今後のスケジュール

現時点では PFI 導入の可能性を残しつつ、他の手法を調査・検討することとし、スケジュールは以下を想定。



4 消費生活相談の業務時間等の変更について

[消費生活センター]

1 概要

近年の複雑化・高度化している消費生活相談に対応する質の高い相談体制を安定的に継続維持するためには、消費生活相談に関する資格を保有する相談員の確保・配置が不可欠である。

このため、当センターでは今年度当初の相談員1名の欠員を受け、ハローワーク等で相談員の資格保有者を募集しているが、応募がなく欠員が続いている。

このことは、県内に相談員の資格保有者が少ないと新規の資格試験合格者も少ないと大きな要因とみられるが、当センターの勤務条件（終業時間が遅く、土日祝日勤務がある。）もネックとなっていると考えられる。

欠員状態が継続することで、現職の相談員の業務負担が増加するとともに、相談対応の質が低下することも危惧される。

これらのことから、新規相談員の雇用と現職の継続雇用に向けた条件整備として、令和4年4月1日から消費生活相談の業務時間等を変更するもの。

2 現行の相談業務の概要

(1) 相談日及び相談時間

年末年始等を除く全日の10時から18時30分まで。

※年末年始等：年末年始（12月29日から翌年の1月3日）とCiC休館日

(2) 消費生活相談体制

消費生活相談員（会計年度任用職員）6名による「電話」又は「来所」による相談を実施。（7名体制のところ1名減の状況。）

全員が相談員の資格保有者であり、週5日勤務で土日祝日はローテーションで出勤。

3 変更内容

(1) 消費生活相談の業務時間の変更

	現 行	変更後
相談員勤務時間	10時～18時30分	9時～17時30分
相談業務時間	電話相談	9時～17時30分
	来所相談	10時～18時30分

(2) 消費生活相談の業務日の変更

土曜日、日曜日、祝日の相談業務を廃止する。

なお、土日祝日の消費生活相談については、独立行政法人国民生活センターや富山県消費者協会の消費生活アドバイス事業による相談窓口において対応が可能である。